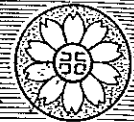
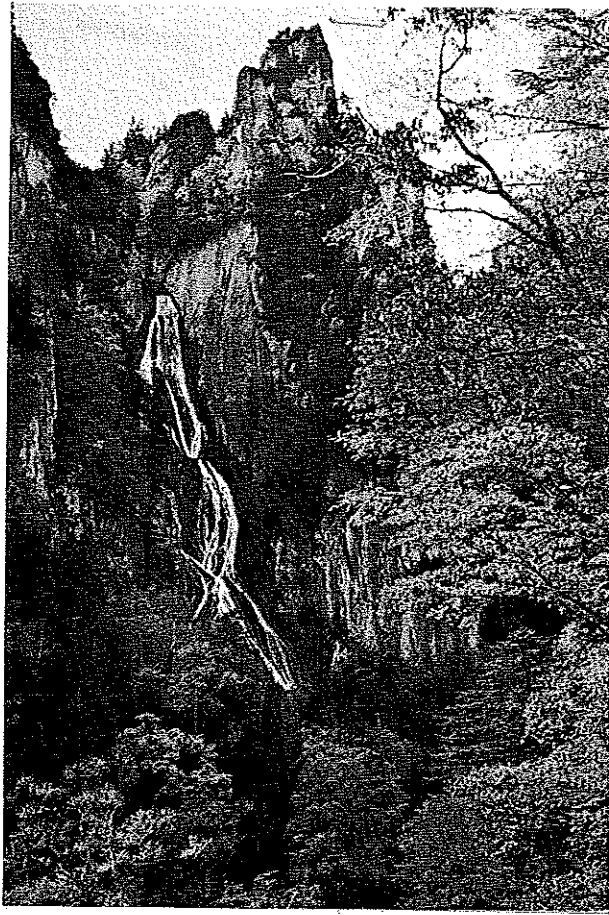


各県または市として法上の見地で別表に基き判定が行なわれるのであるから、法学の領域が主である故、法学に關し素人である医師が行なうのはセンエツとして、



北海道行政書士會報

発行所
札幌市南1条西5丁目
(愛生館ビル)
北海道行政書士会
T 044073・044061番
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市南水西町2丁目
T:(011)7151-3番



大雪山の北嶺にあたり、日本随一の溪谷美を誇っている雪溪に発する溪流は多くの滝をつくっているがなかでも銀河、流星の滝の美しさは格別である。

第五九号
会報 もくじ

一、会務報告……………2

一、行政書士法違反者

の告訴について……………4

一、支部だより……………5

一、参 考……………5

一、新会移行について

会長 渡辺慶吉……………6

一、行政書士法施行に伴う

経過措置について……………6

総務部
企画部
経理部

法改正に伴う臨時総会

10月16日開催予定

新会則によせる会員の熱意か

アンケート集計

結果まとまる

会務報告

第三回

常任理事会

日時 昭和46年8月21日 午後1時

ところ 札幌市北4条西6丁目 自治会館

出席者 渡辺会長、藤山、星副会長

犬飼、成沢、有馬、成田、石川、後藤

議事

開会のことは、星副会長

会長の挨拶……行政書士改正による新会則発足の準備のため審議を願いたい。

藤山副会長は日行連の経緯について説明。本年度の日行連の総会に於いて役員、執行部は一新された。

法人格を附与される書士法の改正趣旨を体得する必要がある。

改正法で留意すべき点は

1 登録事務は単会で行なうようになる。

2 報酬額については基準額を日本行政書士会が定め、自治大臣の承認を受ける。

3 新法(改正法)による当会の会則の改正が必要である。

4 年計報告は官庁に提出することがなくなるが、会として必要であらう。

議案一号 行政書士法改正に伴う本会々則改正方法について

委員会を設けてはどうか。

種々論議の結果、左記の人々に委員を委嘱。

○会則改正特別委員

山根義弘、仙座 充、成田正幸、久保田文雄、後藤 勲、以上5名

議案二号 理事会開催の期日と提案事項のまとめ。執行部に一任する。

議案三号 叙職該当者調査について

元副会長、佐藤幸之助先生を推選する。

その他 1 会費免除申請者の件 承認

2 臨時総会までの日程について

8月25日 会則改正特別委員会

9月21日 日行連の全副会長会議

9月27日 臨時総会の議案の作成 常任理事會

10月1日 支部長、理事会の議案発送

10月20日 総会議案の作成

11月6日 臨時総会

3 議事録を作成して知事宛に認可申請

4 登記申請 12月1日

第一回

会則改正特別委員会

日時 昭和46年8月25日 午後1時

ところ 札幌市南1条西5丁目 愛生館ビル

出席者 渡辺会長、藤山、星副会長

犬飼総務部長、山根、成田、久保田

欠席 後藤勲、仙座充

議題 1 会長私案の会則素案を各自に配布

2 改正の重点事項について審議

3 広く会員より会則改正についてアンケートを発送すること。

会則改正に対するアンケート集計

S46. 8. 31 発送
S46. 9. 7 締切

支部	(1)			(2)			(3)						提出者数	会員数	歩合	
	1	2	3	1	2	3	支部	活動	地	域	統	廃				
札幌	37	14	36	6	20	68	5	76	17	79	14	80	13	93	256	36%
函館	17	5	9	0	9	21	1	30	1	27	4	29	2	31	65	47
小樽	5	2	12	0	3	15	1	17	2	15	4	17	2	19	46	41
旭川	15	0	13	2	11	16	3	30	0	28	2	27	3	30	65	46
留萌	21	6	7	0	13	20	1	32	2	32	2	32	2	34	98	34
宗谷	5	2	1	2	2	7	1	6	4	6	4	7	3	10	15	66
網走	2	0	0	0	0	2	0	1	1	1	1	1	1	2	10	2
日高	16	6	6	4	5	25	2	16	16	17	15	23	9	32	78	41
十勝	2	0	1	3	2	4	0	5	1	5	1	5	1	6	13	46
釧路	14	3	11	0	11	16	1	22	6	21	7	24	4	28	55	51
根室	14	3	15	2	11	22	1	31	3	33	1	33	1	34	77	44
計	15	1	3	0	6	13	0	18	1	18	1	18	1	19	50	38
根室	7	0	0	0	5	2	0	7	0	7	0	7	0	7	12	58
計	170	42	114	19	98	231	16	291	54	289	56	303	42	345	840	41

※アンケートに対する回答は、次の通り集計されましたので御参照下さい。

そのアンケート形式は本記の通り
4 特別委員会の委員長を久保田文雄先生に委嘱決定す。

アンケート

1 代議員の数について

代議員は、総会に出席して議決権を行使する。その任期は一年間である。

選任は毎年一月一日現在の支部会員数に基づき、会員数三十名に対し一名を選任していたのであるが、従来の方法では、代議員総数三十五名程度である。

総会において、会員の意志を反映させるためには、代議員の数は次の何れがよいか。

1 現行でよい。

2 会員二十五名に対して一名

3 会員二十名に対して一名

4 その他(意見)

2 綱紀委員制度について

従来綱紀委員は、支部会員五十名に対して一名を選出し綱紀活動をして来たが、各支部に最低一名は委員がいるにもかかわらず、十分な活動が出来なかつたように思われる。この際、委員会制度を廃止して部制とし、少数精鋭主義をとりたい。従来は執行部から離れた組織であったが、部制とし、執行機関の一部としたならば運営が容易であり、且つ、経済負担も少なく、実効があがると思われるが、次の何れがよいか。

1 現行でよい

2 改正案に賛成

3 その他(意見)

3 支部と支部活動について

会と会員の連絡調整を図るため、各支庁単位に支

部を設け活動しているが、所属支部の活動状況、支部の管轄地域、各支部の統廃合等につき、次の何れがよいか。

支部活動

- 1 現行でよい
- 2 改正した方がよい(理由)

- 1 現行でよい
- 2 改正した方がよい(理由)

- 1 不要
- 2 要(意見)

第二回

会則改正特別委員会

日時 昭和46年9月4日、午後1時
 ところ 札幌市南1条西5丁目、愛生館ビル
 出席者 渡辺会長、星副会長
 大飼総務部長、久保田、成田、後藤、仙座、山根

議事

- 久保田委員長挨拶
- 本月21日の会長会議(日行連)に会長が持参出来るよう審議したので協力を願う。
- 1 会長私案と日行連から来た、モデル会則と照合して逐条審議
- 2 中途で委員のみの審議となり、会則の大綱と今後の日程に就いて協議
- 第三回は九月十四日、午後六時に決定

◎会則改正特別委員会答申

会則改正特別委員会は九月九、十日の両日全委員出席して審議した過程の答申(案)を久保田委員長より提出。

過程については省略す。

第五回

交通部会専門委員会

日時 昭和46年9月13日 午前10時
 ところ 札幌市南1条西5丁目 愛生館ビル
 出席者 渡辺会長、藤山、星副会長、大飼総務部長、長谷川企画部長、黒島委員長、佐藤副委員長、齋藤、三浦、木川、本村、沢田

議題 依頼書…様式1号とする。
 交通事故処理票…様式2号として封筒に印刷する。
 処理状況…様式3号とする。
 以上の様式を検討して印刷することにした。

行政書士法違反者の告訴について

札幌市北19条東1丁目、有限会社相互眼鏡店、定広武氏は行政書士法違反容疑につき再三の勧告にも拘わらず、改める意志がないので左記の通り告訴した。

告訴人 札幌市南1条西5丁目 北海道行政書士会 会長 渡辺 慶吉
 被告 札幌市北19条東1丁目 相互眼鏡店 定広 武

有限会社相互眼鏡店 定広 武

- (1) 告訴要旨
被告は行政書士の業務を行なう資格がないにもかかわらず行政書士業務を行なっているもので、行政書士法に違反するものと認められる。
- (2) 違反事実の概要
行政書士業務を行なうには行政書士法第2条による資格を要し、同法第6条により道知事の定める事項につき登録を受け、且つ同法第19条により北海道行政書士会に入会しなければその業務を行なうことができないのにもかかわらず被告は入会せず昭和44年始めより又本会に入会の手続きもなせず昭和44年始めより札幌市平岸1条17丁目北海道自動車運転試験場前で見板に代書と標示した店を設け、今日まで継続して北海道公安委員会に提出する自動車運転免許申請書同更新申請書、同住所変更届書等の書類を依頼により作成し、報酬を受領して居るものであり、これら業務行為は、行政書士法に違反するものと認められる。
- (3) 証拠写真
写真2葉添付
- (4) 関係法案
昭和26年法律第4号 別冊行政書士法添付

参考事項

被告定広武氏は昭和44年初めから行政書士法違反行為があり、これに対して小職より昭和44年5月17日及び同45年11月16日付をもって行政書士業務の廃止と看板類の撤去を厳重勧告し、当行政書士会よりも電話

があるが、簡易小額な法律事務の取扱いで全面的に禁止することは、「営業の自由」を定めた憲法の精神に反する。

このことでは本会から担当書記官を訪問、行政書士の交通事故取扱業務の現況を説明、関係資料を提供して、行政書士の業務に対して認識を期待していきましてところ次のような書信が参りました。

拝啓

気候不順の此の頃ですが、益々御清栄のことと存じあげます。

先日は、係書記官を通じて、弁護士法違反事件判決についての御感想をお聞かせいただき誠に有難うございました。

従来の判例と異なる判決をいたしましたので一般社会からどのような反響があるかと危惧しておりました。未知の方々から御批判をいただくことが、私どもにとって何よりの勉強と存じており、大変嬉しく思いました。

またその節、お届けいただいた色々な資料も拝見いたしました。この問題について貴会が早くから関心を寄せ、種々御研究されていることを知り、とても興味深く思いました。

本当に大切に、難しい課題と存じます。よき制度の実現のため御活躍をお祈り申し上げます。

昭和四十六年七月二十八日

敬具

渡辺 慶吉 様
 藤山 利夫 様
 渡部 保夫 様

にて数回連絡したるも違反を継続、行政書士業務を行なっているものである。
 以上の通りでありますからお調べの上相当ご処分相成度く告訴致します。

昭和46年7月1日

告訴人 渡辺 慶吉

札幌南警察署長

今野 金三 殿

支部だより

小樽支部定時総会

日時 昭和46年3月28日 午後1時
 ところ 小樽市民会館
 順序

- 一、閉会の辞
- 一、支部長の挨拶
- 一、来賓祝辞
- 一、議長選出
- 一、議事録署名員及び記録員の選出
- 一、報告事項
- 1 昭和45年度事業経過報告
- 2 昭和45年度収支決算報告
- 3 昭和46年度代議員選出の件
- 4 会費更新に関する件
- 5 農地法取扱いに関する件
- 一、議案
- 1 役員改選の件
- 2 昭和46年度事業計画案審議の件

十勝支部講習会

日時 昭和46年9月5日 午前10時
 ところ 帯広市西2条南6丁目2番地
 朝日生命保険中央営業所

出席者数 64名
 講習内容

- 1 都市計画に基づく開発行政について
- 講師 市建築指導課課長 森田先生
- 2 農地法等に関する事項
- 講師 市農業委員会事務局主事 大槻先生
- 3 自動車損害賠償責任保険手続について
- 講師 函館支部長 黒島先生

(参考)

交通事故の示談、和解行為等で弁護士法違反事件に問われた本会会員に対し、本年一月二十三日札幌地方裁判所の判決公判において、交通事故関係の法律事件について、渡部裁判長は次のような新しい判断を示された。

複雑重要な法律事件を素人が取扱うことは弊害

行政書士法

一部改正に伴う

新会移行について

会長 渡辺慶吉

昭和46年6月4日、法律第一〇一号を以て、行政書士法が一部改正され、本年12月1日より施行となります。この改正法により従来の会則は効力を失ない役員は時限退任となるので、その前に臨時総会を開き新会則の制定と役員を選任し、特殊法人として登記し、新発足することになった事は、既に御承知の通りであります。

改正法の主要点は、1行政書士の職責に関する規定、2行政書士の名簿登録事務を都道府県知事が行っていたものを、行政書士会が名簿登録事務を行なう事になったので登録事務の移譲、3行政書士の名簿登録を受けてから引続き二年以上業務を行なわないう者に対しては、その登録の抹消事務、4行政書士事務所の出張所の廃止、5報酬額は日本行政書士会連合会が報酬額の基準をきめて自治大臣の認可を得、その基準により当会の会則に定め知事の認可を受けて実施することになります。

現在本会執行部において、改正法による新会移行のため、会則特別委員会(委員長久保田文雄氏)を設け日夜審議の結果その成案の答申を得ました。

次は理事会と総会の議を経て知事の認可を得、特殊法人とし登記をすることになりますが、その予定は9月26日に理事会10月16日頃臨時総会を開き審議決定し、11月上旬には知事の認可申請をなし、それより15日以後の同月22日頃認可を得、準備を整えて12月1日登記

の運びになるよう事務を進めていますので会員の皆様には御理解の上新会移行について何分共協力下さるようお願い致します次第であります。

行政書士法施行に伴う

経過措置について

総務部
企画部

一、概要

御承知のように行政書士法は去る六月四日大幅に改正され、来る十二月一日より施行されます。改正要旨については洞爺湖における研修会において、また過般送付致しました改正法令等によって御承知のことと存じます。

この改正法によって重要で緊急を要するのは十二月一日に法人として登記することです。事務的にも登録事務が道より本会に移譲されますのでこれら法改正の趣旨をとり入れた会則を作成し道知事の認可を受けなければなりません。

二、理事会及び総会について

会則の道知事認可申請前に、本会の理事会と総会において審議を経なければなりません。ところが関係省令や道細則の公布がおくれたので、会則の作成もおくれ、この程ようやく成案を見、九月二十六日に理事会、十月十六日頃臨時総会を開くことになりました。そして十一月五日頃道知事に認可申請の手続きをする予定であります。

三、会則の討議等について
会則には報酬、会費の改訂、支部と会員等の間に

いての関連事項が多いので、各支部では総会前に十分内容の討議を願いたいのですが、総会構成員である支部長また代議員には総会日の二週間前に通知することになっていますが、先にも述べたように、その日程をとることが不可能のため一週間か十日程の前に通知することとなりますので、この点事情御理解の上よろしくお願い致します。

四、その他について

改正前の書士法には認可を受け書士の出張事務所を設けることができることになっており、出張事務所を設けている会員が相ありますが、改正法では出張所は設けることはできません。それで現に設けてある出張所は本年十一月三十日限り廃止届を提出するようにして下さい。勿論それ以前に提出されてもよいわけ

書士法改正に伴う

経理関係について

経理部

総務部よりも御知らせがありましたように法改正により現在の行政書士会は本年11月30日まで、同12月1日からは改正法による特殊法人としての行政書士会となるわけですが、現在の書士会の資産と経理関係は新書士会に移譲することになります。そこでこの切り替えのため日行連との連結、諸打合せ会議臨時総会その他手続きのための経費が相当要することでもあり、一方会費の納入状況は未納の向きも相当あり経費上困っていますのでこの際会員皆様の御理解のうえ至急納入されるようまた三期分も納期となっていますので取急ぎ同様納入されるようお願い致します。